

議 事 録

| | | | |
|----------|---|------|----|
| 会議名 | 令和2年 第7回 寒川町農業委員会 定例総会 | | |
| 開催日時 | 令和2年7月16日(木)午後1時30分から | 開催形態 | 公開 |
| 開催場所 | 寒川町民センター 3階講義室 | | |
| 出席委員 | 農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 金子隆夫 3番 中村基寛 4番 市川澄雄 5番 相田孝 7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 北部地区 露木常夫 南部地区 小島新弥 <div style="text-align: right;">合計8名</div> | | |
| 欠席委員 | 2番 大久保泰明 6番 福岡喜輝 中部地区 相原善久 | | |
| 農業委員会事務局 | 事務局長：勝又あおい 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主事：吉岡聡巳 | | |
| 傍聴人 | | | |
| 議 事 | 日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地造成工事施工承認願について 日程 第4 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について | | |
| 会議の概要 | <p>会 長：ただ今から、令和2年第7回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、3番と4番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号33号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号33号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は、貸駐車場で、近隣の中古車販売事業者が事業拡張のため駐車場が必要になり、申請地を駐車場として利用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、宅地化の状況が、第3種農地の要件に該当するものとなることが見込まれる区域で農地の広がり10ha未満であることから第2種農地となります。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>会 長：先日現地調査に行ってきました。申請地は第2種農地で代替性もなく、市街化区域に近接している場所です。他の農地に影響ありませんので問題ないと思います。</p> | | |

会 長：続いて、北部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。申請地の周囲が住宅、駐車場に囲まれている状態で、利用集積の対象になりませんので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号33号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、議案番号34号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号34号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は、貸駐車場で、近隣の事業者が現在使用している駐車場が、契約期間満了により使用できなくなったため、近隣で代替地を探していたところ、申請地を駐車場として利用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路に下水管、上水道管が埋設してあり、かつ500m以内に病院、学校が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

会 長：先日現地調査に行ってきました。申請地は畑ですが高さが低く、水はけが良くない場所で、第3種農地の要件を満たす場所です。耕作に適さない農地ですので転用はやむを得ないと思います。

会 長：続いて、北部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。周囲は農地転用が進み、第3種農地でもありますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号34号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第2非農地証明願について、議案番号35号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号35号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地2筆です。申請地は昭和63年頃から住宅敷地として農地法を良く理解しない状態で使用してしまいましたが、農家本家建て替えに伴い農地法違反であること判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、役場から半径500mの円で囲

まれる面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える場合、半径の長さ1キロメートルまでの区域まで宅地を占める割合が40%以上であれば広げることが出来ます。調査したところ宅地の面積の割合が40%以上でしたので、役場から半径1km以内であれば第2種農地となりますので、申請地も第2種農地となります。家屋敷内であり他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当の1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：先日現地調査に行ってきました。申請地は庭敷地になっているところで、農地の復元は不可能です。必要最小限の申請であり、他の農地に影響はありませんので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号35号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、日程第3農地造成工事施工承認願について、議案番号32号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：(議案番号32号を朗読)

(説明)本案件は、位置図にありますとおり倉見地区の農業振興地域内にあります農地で現況は田です。前回第6回定例総会において、許可なく造成を始めたことと、近隣住民から苦情が出ていたことから関係人招致を行いました。関係人から要領を得ない発言があったため審議継続となっております。その後の経過から説明させていただきますが、第6回定例総会后会長、会長職務代理、事務局で協議したところ、施工業者を変更することが可能か土地所有者に確認することになりましたので、同日土地所有者宅に行きまして話をしたところ、他の業者を探してみるとのことでした。令和2年7月1日に再度土地所有者に業者変更について確認したところ、途中から工事を引き受けてくれる業者はいないとのことでした。土地所有者は、当初の施工業者で工事を再開する場合は、近隣住民に事前に工事の説明をして、これ以上苦情が出ないように工事中は立ち会うとのことでした。このまま造成工事が途中の状態だと、不法投棄の恐れもあること、土地所有者としてもこれ以上苦情が出ないように対応するとのことですので、以上のことを踏まえてご審議、採決をお願いします。

会 長：これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号32号は許可証を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号36号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：(議案番号36号を朗読)

| | |
|-----|---|
| | <p>(説明)本案件は、位置図にありますとおり岡田地区の農用地区域内にあります農地で現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、さつまいもを作付けすることを希望しています。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：先日施工業者立ち合いのもと現地調査を実施しました。現地は暗渠排水管が埋設しており、注意を要する場所ですので業者にも話をして、暗渠排水に泥が入らないようにコルゲート管と水甲のつないでいるところにキャップをはめるよう指導しています。業者も注意して施工すると言っていますので問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>北部地区農地利用最適化推進委員：指導記録は残ってますか。保存年限は何年ですか。</p> <p>事務局：指導内容については、文書で記録して保管しております。保存年限は5年間です。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号36号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。</p> <p>次に日程第4、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号41号から42号の2件、日程第5、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号43号から49号の7件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり7件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和2年第7回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> |
| 資 料 | 1. 令和2年第7回定例総会議案及び位置図 |

議事録署名人 中村 基寛 議事録署名人 市川 澄雄

本議事録は、令和2年8月25日、承認・署名を得て確定しました。